

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件三件 四三三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件 四三三
- 道路の供用を開始する件 四三三
- 落札者を決定した件 四三五
- 一般競争入札を行う件 四三五

告 示

福島県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年九月十三日から平成二十六年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 東邦精麦株式会社
代表取締役 馬場 栄一郎

- 福島県郡山市本町一丁目四番十四号
(変更後) T O H O ビクス株式会社
代表取締役 馬場 栄一郎
福島県郡山市本町一丁目四番十四号
- 三 変更した年月日
平成二十五年九月一日
- 四 届出年月日
平成二十五年九月二日
- 五 届出をした者
T O H O ビクス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年九月十三日から平成二十六年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
万 S A I 堂郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称
(変更前) 万代書店郡山店
(変更後) 万 S A I 堂郡山店
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 東邦精麦株式会社
代表取締役 馬場 栄一郎
福島県郡山市本町一丁目四番十四号
(変更後) T O H O ビクス株式会社
代表取締役 馬場 栄一郎
福島県郡山市本町一丁目四番十四号
- 三 変更した年月日
1 平成二十五年四月二十六日
2 平成二十五年九月一日
- 四 届出年月日
平成二十五年九月二日

五 届出をした者
TOHOピクス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年九月十三日から平成二十六年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 東邦精麦株式会社

代表取締役 馬場 栄一郎

福島県郡山市本町一丁目四番十四号

(変更後) TOHOピクス株式会社

代表取締役 馬場 栄一郎

福島県郡山市本町一丁目四番十四号

三 変更した年月日

平成二十五年九月一日

四 届出年月日

平成二十五年九月二日

五 届出をした者

TOHOピクス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル植田店 福島県いわき市佐糠町八反田九十一の一ほか
二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年九月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	伊達郡川俣町飯坂字水境四番七六地先から同 郡同 町飯坂字壇松一五番二地先まで	平成二十五年九月一三日

(道路計画課)

公 告

公告第285号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県生活環境部県民安全総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
184,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月12日

（災害対策課）

公告第286号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年9月13日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 供給期間 平成26年1月1日から同年12月31日まで
 - (4) 供給場所
 - ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）
 - イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）
 - ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）
 - エ 福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター（福島県福島市佐倉下字附ノ川1番地の3）
 - オ 福島県ハイテクプラザいわき技術支援センター（福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番地の32）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者であっても、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)（特定規模電気事業者にあつては2の(4)及び(5)）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年10月11日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課
電話024-521-7269
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年10月11日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 平成25年9月13日（金）から同年10月11日（金）まで（土曜日、日曜日、同年9月16日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成25年10月8日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 平成25年10月24日（木）午後4時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎10階福島県商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年10月23日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電気量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電気量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities 1set.
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 4:00p.m., 24 October 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15p.m., 23 October 2013
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Commerce, Industry & Labour Office, Commerce, Industry & Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7269

(商工総務課)